

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第122号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2環境政策局の項中「及び業務監理課」を削り、「環境総務課計理係長」を「庶務係長」に、「環境企画係長」を「環境管理係長」に、

「

循環企画課	調査係長	を
-------	------	---

」

「

循環企画課	調査係長	に、
事業ごみ減量推進課	企画係長	

」

「

	施設整備課	施設係長	を、
	施設建設課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長	

」

「

	施設整備課	施設係長
環境共生センター		庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

に改め、「北

」

まち美化事務所，上京まち美化事務所，」を削り，「副所長又は」の右に「副所長に代えて置く」を加え，

「

埋立事業管理事務所	管理係長
-----------	------

を

」

「

埋立事業管理事務所	事務係長
-----------	------

に改め，同表

」

行財政局の項中

「

人材活性化推進室及びコンプライアンス推進室		人材活性化推進室活性化係長（行財政局組織・人事担当局長が別に定める事務に係るものにあつては，同室企画係長）
	財政課	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長

を

」

「

人材活性化推進室	活性化係長（行財政局組織・人事担当局長が別に定める事務に係るものにあつては、育成推進係長）
コンプライアンス推進室	服 務 監 察 係 長
財 政 課	財 源 企 画 係 長

に、

」

「

資 産 税 課	資 産 税 係 長
---------	-----------

を

」

「

資 産 税 課	資 産 税 係 長
納 税 推 進 課	納 税 推 進 係 長

に、「収納管理係長」を

」

「

「収納企画係長」に、

総 務 課	事 務 係 長
-------	---------

を

」

「

総 務 課	事 務 係 長
整 備 改 革 推 進 課	庶務を担当する担当課長補 佐又は担当係長

に改め、同表総合企画局の項中

」

「報道係長」の右に「及び政策調査係長」を加え、同表文化市民局の項中「安全対策

係長」を「地域振興係長」に、

「

文化芸術企画課	企画管理係長
---------	--------

を

」

「

文化芸術企画課	企画管理係長
国民文化祭推進課	企画係長

に改め、同表産業観光局

」

の項中「農業計画課」を「農政企画課」に、「農業指導所」を「農業振興センター」

に、「京北農林事務所」を「京北農林業振興センター」に改め、同表保健福祉局の項

中「子育て支援係長」を「企画係長」に、

「

保健医療課	企画係長
-------	------

を

」

「

保健医療課	調査係長
-------	------

に、

」

「

醍醐和光寮	管理係長
-------	------

を

」

「

醍醐和光寮引継事務所	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
------------	---------------------

に、「相談援助

」

課企画総務係長」を「相談援助課庶務係長」に改め、同表建設局の項中「庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長」を「調整係長」に、

「

道 路 計 画 課	調 査 係 長
道 路 建 設 課	調 整 係 長

を

」

「

道 路 建 設 課	調 査 係 長
-----------	---------

に改め、

」

「

緑 地 管 理 課	管 理 係 長
-----------	---------

を削り、「副所長」を

」

「事務係長」に改め、同表北区役所及び中京区役所の項中「及び中京区役所」を「上京区役所、中京区役所及び西京区役所」に改め、同表上京区役所及び西京区役所の項を削り、同表左京区役所、下京区役所、南区役所及び伏見区役所の項中「左京区役所」の右に「山科区役所」を加え、同表山科区役所の項を削り、同表教育委員会事務局の項中「南区小中一貫校開設準備室」を「凌風小中学校開設準備室」に、「下京涉成小学校教育企画推進室、開晴小中学校教育企画推進室及び音楽高校改革推進・建設室」を「及び開晴小中学校教育企画推進室」に改め、同表教育委員会の所管に属する教育機関の項中「音楽高等学校」を「京都堀川音楽高等学校」に改め、同表監査事務局の項中

「

監査事務局	第一課，第二課及び第三課	第一課の庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
-------	--------------	-------------------------

を」

「

監査事務局	庶務を担当する担当課長補佐又は担当係長
-------	---------------------

に」

改める。

#### 附 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

(会計室)